

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市建設部区画整理課 裾野駅西地区整備事務所

〒410-1118 裾野市佐野1068番の2 TEL 055-994-1274 FAX 055-994-1279

工事中箇所のご案内

令和2年2月末現在、事業区域南側周辺の道路築造・宅地造成工事を行っています。

(都)桃園平松線、(区)6M-3号線、(区)6M-4号線の三本の道路に関する工事を同時に進めています。

近隣住民の方には御迷惑をおかけしますが、早期完成の為、御理解、御協力をお願いします。



(区)6M-3号線



(区)6M-4号線



(都)桃園平松線

FSGシステム展示中

裾野駅前にてFSGシステムのPR展示をしています。

FSGシステムとは裾野市地方創生事業の一環として、裾野市環境緑花事業協同組合が独自に考案した軽量薄層緑化商品の総称で、軽くて薄く、屋上緑化への貢献が期待されています。

薄型の鉢を並べるだけなので、屋上だけでなくアスファルトやコンクリートの地面を簡単に自由に緑化ができます。

駅前にお立ち寄りの際はぜひご覧ください。



F...Forest (森)
S...Style (スタイル)
G...Ground (地表・表層)

富士山・裾野・ガーデン(庭園)

の頭文字でもあります！



土地区画整理法コラム

区画整理事業地における土地の売買・相続による清算金トラブルについて

土地区画整理法第129条には、区画整理事業の施工に係る土地等について、権利の有する者に変更があった場合は、新権利者に全ての権利義務が継承されることが謳われています。

売買などで権利者が変更になる場合は、換地処分後に買主と売主のどちらが清算金を負担・受領するかでトラブルが生じないように、契約時に、特別に取り決めておくのと良いでしょう。

また、相続時においても同様です。清算金の負担が必要な場合は、換地処分後に相続した人に対して清算金負担の義務が継承されますので、予め話し合っておくなど、注意が必要です。